

平成 22 年 1 月 19 日

(社) 長崎県建設業協会会長 様

長崎県警察本部
刑事部組織犯罪対策課長
〔 公 印 省 略 〕

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例制定に伴う条例の機関誌等
への広報依頼について

新春の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から暴力団排除施策にご支援及びご協力を賜り、心より
厚くお礼申しあげます。

さて、この度、長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例が昨年 11 月の
定例県議会で可決、12 月 25 日公布され、本年 4 月 1 日施行が予定されて
おります。

つきましては、会員の皆様方に条例の内容につきまして、ご理解とご協力
を賜るべく、条例本文等を配布させていただきますので、機関誌等への掲載方ご
依頼申し上げます。

配布資料

別添のとおり。

実務担当者

長崎県警察本部

刑事部組織犯罪対策課

石井・森田・黒岩

TEL (095) 820-0110

内線 4415 4416

長崎県条例第72号

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の活動拠点となる暴力団事務所等の存在が県民生活に大きな脅威をもたらしていることにかんがみ、暴力団事務所等に係る不動産取引及び建設工事の請負に関し、県、県民、不動産所有者等及び建設業者の責務を明らかにすることにより、暴力団事務所等の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団事務所等 暴力団及び暴力団員が組織的な活動の用に供している不動産（建物（建物の一部を含む。）及び土地をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 不動産取引 不動産及びその上に存在する権利の売買、交換又は貸借を行うことをいう。
- (5) 不動産所有者等 県内に所在する不動産の所有者及び占有者並びに管理者をいう。
- (6) 建設業者 県内において建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）を請け負う者をいう。
- (7) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員の依頼を受けて不動産取引又は建設工事の申入れを行う者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、暴力団排除のため、暴力団事務所等の排除などに最大限の努力を行うものとする。

2 県は、県民並びに不動産所有者等及び建設業者が、次条から第6条までに規定する責務を果たすため、必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、暴力団事務所等の設置を目的としたいかなる行為も行わないよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する暴力団事務所等の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(不動産所有者等の責務)

第5条 不動産所有者等は、不動産取引を行う場合において、当該不動産が暴力団事務所等に利用されないよう努めるものとする。

2 不動産所有者等は、不動産取引に係る契約を行う場合において、当該不動産が暴力団事務所等に利用されるものと認められるときは、催告をしないで当該契約を解除することができる旨を定めた特約条項を設けるよう努めるものとする。

3 前項の契約を行った不動産所有者等は、その相手方が当該不動産を暴力団事務所等に利用するものと認められるときは、当該契約を解除するよう努めるものとする。

4 不動産所有者等は、第1項及び第2項に規定する責務を果たすために、当該不動産取引の媒介又は代理を行う者から必要な助言等を求めるよう努めるものとする。この場合において、不動産所有者等から助言等を求められた者は、必要な助言等を行うよう努めるものとする。

(建設業者の責務)

第6条 建設業者は、建設工事を請け負う場合において、工事の結果完成することとなる物件（増改築及び改修を含む。以下「物件」という。）が暴力団事務所等に利用されないよう努めるものとする。

2 建設業者は、建設工事の請負契約（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事に係るものを除く。以下同じ。）を行う場合において、当該物件が暴力団事務所等に利用されるものと認められるときは、催告をしないで当該契約を解除することができる旨を定めた特約条項を設けるよう努めるものとする。

3 前項の契約を行った建設業者は、契約後又は工事着手後において、その相手方が当該物件を暴力団事務所等に利用するものと認められるときは、当該請負契約を解除するよう努めるものとする。

(調査)

第7条 知事は、不動産所有者等又は建設業者が第5条第2項若しくは第3項又は前条第2項若しくは第3項の規定を遵守していない疑いがある場合で、暴力団事務所等を排除することに支障があると認めるときは、その事実を明らかにするため必要な限度で、当該不動産所有者等、当該建設業者その他関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告等)

第8条 知事は、不動産所有者等が第5条第2項及び第3項に規定する責務を遵守していないため、暴力団事務所等を排除することに支障が生じていると認めるときは、当該不動産所有者等に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、建設業者が第6条第2項及び第3項に規定する責務を遵守していないため、暴力団事務所等を排除することに支障が生じていると認めるときは、当該建設業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 知事は、第3条に規定する県の責務を果たすため、暴力団員等が暴力団事務所等に使用する目的で不動産取引の契約又は建設工事の請負契約を締結したときは、当該暴力団員等に対し、当該契約の解除を要求することができる。

(公表等)

第9条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、必要な事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、前条第1項若しくは第2項の規定による勧告又は前条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置をとることができる。

(市町への協力要請)

第10条 県は、市町において、暴力団事務所等の排除のための施策が講じられるよう、市町に対し必要な協力を要請できるものとする。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例

【目的】

暴力団事務所等に係る不動産取引及び建設工事請負に関し、県、県民、不動産所有者等及び建設業者の責務を明らかにすることにより、暴力団事務所等の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保する。

【県の責務】

- ① 暴力団排除のため、暴力団事務所等の排除などに最大限の努力を行うものとする。
- ② 県民並びに不動産所有者等及び建設業者が責務を果たすため、必要な支援を行うものとする。

【県民の責務】

- ① 暴力団事務所等の設置を目的としたいかなる行為も行わないよう努めるものとする。
- ② 県及び市町が実施する暴力団事務所等の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【不動産所有者等の努力義務】

- ① 不動産取引を行う場合、当該不動産を暴力団事務所等に利用されないよう努める。
- ② 不動産取引の契約を行う場合、当該不動産が暴力団事務所等に利用されると認められるときは、催告をしないで契約を解除することができる旨の特約条項を設けるよう努める。
(契約解除は、売買の場合、契約履行(物件引渡し)前まで。)
- ③ 不動産取引において、特約条項に該当した場合には契約を解除するよう努める。

【建設業者の努力義務】

- ① 建設工事を請け負う場合、工事物件が暴力団事務所等に利用されないよう努める。
- ② 建設工事の請負契約を行う場合、当該物件が暴力団事務所等に利用されると認められるときは、催告をしないで契約を解除することができる旨の特約条項を設けるよう努める。
- ③ 契約後又は工事着手後において、その相手方が当該物件を暴力団事務所等に利用すると認められるときは、契約を解除するよう努める。

努力義務不遵守

勧告

(勧告に従わない場合)

公表

県の入札からの除外措置

進 出 等 阻 止

